

社団法人日本自閉症協会定款

平成元年10月6日 設立許可
平成17年8月26日 一部変更許可
平成18年9月20日 一部変更許可
平成20年3月25日 一部変更許可

目 次

第1章	総則	(第1条～第4条)
第2章	会員	(第5条～第11条)
第3章	役員	(第12条～第19条)
第4章	総会	(第20条～第29条)
第5章	理事会及び常任理事会	(第30条～第36条)
第6章	財産及び会計	(第37条～第44条)
第7章	定款の変更及び解散	(第45条～第47条)
第8章	事務局	(第48条～第49条)
第9章	補則	(第50条)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、社団法人日本自閉症協会と称する。英文では Autism Society Japan と表示する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区明石町6番22号に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、自閉症児・者に対する支援を行うとともに、自閉症に関する社会一般への啓発を図り、もって自閉症児・者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自閉症児・者のための相談事業
- (2) 自閉症児・者の医療・教育・福祉・労働問題等に関する研究会・講演会等の開催
- (3) 自閉症児・者に関する調査・研究及び資料の収集
- (4) 自閉症児・者に関する研究者、ボランティア、教職員の実践研究に関する助成及び顕彰
- (5) 会誌及び図書類の刊行

- (6) 自閉症児・者のための共済事業
- (7) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、次の4種とし、団体加盟会員及び一般会員より選ばれた代表者（以下「代議員」という。）並びに理事を民法上の社員とする。

- (1) 団体加盟会員 本協会の目的に賛同して入会した都道府県又は政令指定都市の団体
- (2) 一般会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員 本協会の目的に賛助するため入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入 会)

第6条 団体加盟会員、一般会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費等)

第7条 団体加盟会員及び一般会員は、総会において別に定める会費等を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は、被保佐人の宣告を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第9条 団体加盟会員、一般会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 1 1 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役 員

(種類及び定数)

第 1 2 条 本協会に、次の役員を置く。

理事 20人以上25人以内

監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第 1 3 条 理事及び監事は、総会において団体加盟会員に属する会員及び一般会員(団体の場合
にあつてはその代表者)の中から選任する。

2 理事は互選により、会長、副会長及び常務理事を選任する。

3 役員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅延なくその
旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があつたときは、遅延なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(理事の職務)

第 1 4 条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらか
じめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

(監事の職務)

第 1 5 条 監事は、次に掲げる業務を行なう。

(1) 会計を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は厚生労働
大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招
集すること。

(任 期)

第 1 6 条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわ
なければならない。

(解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した理事及び代議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第 18 条 役員は無給とする。ただし、常勤の場合は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧 問)

第 19 条 本協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、本協会の重要な事項について会長の意向に応じて意見を述べるものとする。

4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第 4 章 総 会

(種 別)

第 20 条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 21 条 総会は、理事及び代議員をもって構成する。

2 代議員については、50 名以上 80 名以内とする。

3 代議員は団体加盟会員ごとに及び一般会員の中から互選により、選任する。この場合において、代議員に欠員が生じたときは、あらかじめ定められた者が代議員となる。

4 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(権 能)

第 22 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 代議員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

(3) 第 15 条第 4 項の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第 24 条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席理事及び代議員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、理事及び代議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した理事及び代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない理事及び代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事及び代議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事及び代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事及び代議員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をしなければならない。

第5章 理事会及び常任理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 常任理事会は、理事会に付議すべき事項、理事会が委任した事項、緊急に処理すべき事項及びその他、理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項を審議する。

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(緊急協議)

第35条 緊急性を要する問題が発生した場合には、常任理事会で協議して採否を決定することができる。

2 前項により決定した場合には、次の理事会において、これを報告し、その承認を得なければならない。

(定足数等)

第36条 理事会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「理事及び代議員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第37条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費等

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第 38 条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 39 条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 40 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において出席した理事及び代議員の 3 分の 2 以上の議決を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した理事及び代議員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その会計年度終了後 3 ヶ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 43 条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した理事及び代議員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 44 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会において理事及び代議員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 46 条 本協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会において理事及び代議員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を経て解散する。

(残余財産の処分)

第 4 7 条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において理事及び代議員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を経て、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 4 8 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第 4 9 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第 9 章 補 則

(委 任)

第 5 0 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 . この定款は、本協会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 . 本協会の設立当初の役員は、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 3 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 . 本協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 4 7 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 . 本協会の設立初年度の会計年度は第 5 1 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 2 年 3 月 3 1 日までとする。

平成17年5月15日一部変更附則

この変更は、厚生労働大臣の許可のあった日から施行する。

平成18年5月14日一部変更附則

この変更は、平成18年4月1日から施行する

平成19年9月30日一部変更附則

1. この変更は、平成20年4月1日から施行する。
2. 旧第3条の支部が、第5条の団体加盟会員に移行するものとする。
3. 旧第14条により選任された理事及び監事は、第13条により選任されたものとする。